

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ソフトマックス株式会社	コード	3671
提出日	2026/3/11	異動(予定)日	2026/3/26
独立役員届出書の提出理由	2026年3月26日開催の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	福元 紳一	社外取締役	○														○		有
2	愛甲 孝	社外取締役	○														○		有
3	今和泉 悟	社外取締役	○														○	新任	有
4	徳留 利幸	社外監査役	○														○		有
5	若松 一三	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		法律の専門家(弁護士)として培われた豊富な経験と高い見識、企業法務に関する知見を有しており、当社の経営に対して法的な観点から貴重なご意見を頂戴しています。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任であると判断し、指定するものであります。
2		医師、大学教授及び病院長として長年培われた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しました。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任であると判断し、指定するものであります。
3		中長期的な成長を図るにあたり、長年にわたる金融機関業務経験にて培われた専門的知識と、企業経営者としての幅広い見識を当社の経営に生かしていただくと判断したためです。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任であると判断し、指定するものであります。
4		税理士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、適切な監査を遂行していただくため、当社の経営に対して会計・税務面での貴重なご意見を頂戴しています。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任であると判断し、指定するものであります。
5		企業経営者としての豊富な経験、知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をしていただくため、社外監査役として選任しました。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任であると判断し、指定するものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。